

社会福祉法人は、「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的、継続的運営に努めると共に、多様な生活課題や福祉ニーズに柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人と位置づけられている。特にガバナンス強化と透明性の確保への取組み、主体性を持った自立的な経営が求められており、社会福祉法人の在り方、法人経営の質が問われている昨今、法人の取組みを社会に発信し、地域社会の理解を高める働き掛けが今まで以上に必要となる。

平成30年度には、障害福祉サービス費等の改訂が予定されており、最新の情報を把握しながら安定的な経営を維持するための工夫・努力が必須となる。

社会福祉法人童里夢の **strength** (強み) に着目し、社会福祉法人改革を前向きに捉え活かしていくことで、より強固な組織・運営体制づくりを課題として取り組む。

社会福祉法人行動指針

- I. 利用者に対する基本姿勢
 1. 人権の尊重
 2. サービスの質の向上
 3. 地域との関係の継続
 4. 生活環境・利用環境の向上
- II. 社会に対する基本姿勢
 1. 地域における公益的な取り組みの推進
 2. 信頼と協力を得るための情報発信
- III. 福祉人材に対する基本姿勢
 1. トータルな人材マネジメントの推進
 2. 人材確保に向けた取り組みの強化
 3. 人材の定着に向けた取り組みの強化
 4. 人材の育成
- IV. マネジメントに対する基本姿勢
 1. コンプライアンス（法令等遵守）の徹底
 2. ガバナンス（組織統治）の確立
 3. 健全な財務規律の確立
 4. 経営者としての役割

“共に汗し、共に笑い、共に語ろう”

自分は何のために働いているのか・・・理念とは言い換えれば、どのように働くか、幸せになるかの指針である。職員一人ひとりが理想を掲げ、仲間をつくり法人の理念を共有して欲しい。

《 童里夢の基本方針 》 ※法人の全ての活動、運営・組織の在り方

- 「社会に存在する何人とも認め合い、助け合い、許し合い、共に生きていきます」
- 「地域社会とのつながりを大切にして、地域共同ネットワークづくりのために努力します」
- 「障害者一人ひとりが、主体的な人生を送るために自律の支援を追求します」
- 「障害者の社会参加に必要な情報を収集し、障害者理解に必要な情報を発信します」
- 「障害者に必要なサービスを継続的に提供できるように、時代に合わせて変化し続けます」

1. 法人運営

社会の変化に伴い社会福祉法人に求められる姿勢も大きく変わっている。法人の理念、実践を軸にしながらも社会福祉法人制度改革への対応、地域共生社会の実現に向けた取り組み等、社会から求められていることに対して、スピード感を持って的確に事業活動をおこなう。

社会状況の変化に対応し、職員一人ひとりの主体的な関与、参画を通しての事業運営の形づくり、意識改革・組織改革の継続が求められる。経営的視点から組織体質を強化し戦略を組み立てることを重点課題として取り組み、社会福祉法など関係法令はもとより、法人の基本理念、さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した運営に努める。現状維持は後退と捉え変化を恐れずに前進するための組織変革・変更は厭わない。

理事会（業務執行機関）を現場からサポートする機関として経営会議を位置付け、経営コンサルタント、会計事務所等の協力を得て常勤理事を中心に事業運営の統括、問題の解決等を迅速に図る体制を整えている。経営会議が各事業所の運営（サービス管理、予算管理、労務管理、他）をトータル的にマネジメントしながら、潜在的・顕在的課題・問題等に対しても迅速に対応・解決できる運営体制をつくる。

「人のマネジメントとは、人の強みを発揮させることである。人は最大の資産である」（ドラッカー）とある。優れた人材は、採用後の育成・教育によってつくられると考え、最大の資産である人材の育成に注力する。また、職員の処遇改善にも積極的に取り組みながら、法人の期待する（あるべき姿にリンクする）職員像に基づいて職務能力の開発、及び全人的な成長を目的とした研修等（ローマネジメント研修、OJTサポート、目標統合面接、他）を計画的（年間予定作成）に実施する。

今日では法人の広報力、情報発信力も問われている。社会福祉法人が活動していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や協力が不可欠であり、事業運営の透明性の確保はもとより、社会福祉（ソーシャルワーク）の実践を地域社会へ情報発信していくことで活動のさらなる厚みや新しい展開が見えてくる。地域社会からの信頼と協力を得るためにもホームページ、機関紙等を活用して積極的な情報発信・情報開示に努める。

公益性の高い事業活動の推進、及び信頼性の高い効果的な経営の観点から健全な財務規律を確立する。新設 GH の建設により新たな償還義務が発生することになる。既存事業の安定的運営、新規事業の立ち上げのためにも、中・長期的な事業計画を視野に入れ厳密な予算管理（計画・執行）が必要となる。

社会福祉法人には地域における公益的な取り組みを実施する責務があり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は定額な料金で福祉サービスを提供すること（「地域における公益的な取り組み」）を求められている。昨年度からスタートさせたこの新たな取り組み（民生委員等と協力しての県営金田住宅に住む高齢者に向けたイベントの開催）が地域に根付き定着するための工夫を実行委員会を中心に整理してまとめ、法人全体で協力して推進する。

2. 本部、各事業所の重点課題

『法人本部』

- ① 経営・運営組織の在り方の整理・・・職員と法人の成長をめざした組織づくり
組織運営のガバナンスの強化 法令や規則等が遵守されるための仕組み
各事業の運営管理（目標管理、サービス管理、労務・財務管理、他）
トータル的な人材マネジメントの推進
法人全体として財務に影響を及ぼすリスクの把握と対応方針
- ② 人材が「集まり」「育ち」「定着する」職場づくり
就職情報サイト（マイナビ）の活用
計画的な研修実施と評価：全体研修、コンサルタント研修、他
職員のメンタルケア体制の整備：労働安全衛生体制・健康管理活動
多様な業務、職務形態、年代の職員が働きやすい環境の推進
規程類の整理 見直しと整理 → 職員への周知
- ③ 地域における公益的な取り組みの推進と情報発信
社会福祉法人の専門性とノウハウの発揮
地域社会との協同運営 社会資源の活用
平成 29 年度からの実践を引き継ぎながら、内容の拡充と地域への定着

『多機能型事業所童里夢』（生活介護／就労継続支援 B 型／日中一時支援）

- ① 運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）
利用者対応・支援力の向上（サービスの質の改善）
利用者本位のサービスの提供
社会福祉援助技術の専門性と倫理性の向上
拠点間の連携・協力を通して各事業の安定的運営
生産活動、及び諸活動の見直し、整理
- ② 利用者サービスの拡充
良質かつ安心・安全なサービスの提供
自己決定と選択の尊重 権利擁護
社会活動、レクリエーション活動、グループ活動日の設定
- ③ 人材育成／支援力の向上
研修、会議、面談、OJT／OffJT、委員会
権利擁護、虐待防止、障害者権利条約、エンパワメント、
業務の標準化（マニュアル類の見直し、整理）
- ④ 環境整備・施設整備
建物メンテナンス、及び計画的な補修・修繕

『生活介護事業所奏楽』『相談支援事業所奏楽』（生活介護／相談支援）

- ① 運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）
生活介護事業の安定的運営
新規利用者の受入
利用者対応・支援力の向上（サービスの質の改善）
利用者本位のサービスの提供
- ② 利用者サービスの拡充
良質かつ安心・安全なサービスの提供
自己決定と選択の尊重 権利擁護
生産活動への取り組み
利用者工賃増額
地域特性を生かした生産活動種目の設定
- ③ 人材育成／支援力の向上
研修、会議、面談、OJT／OffJT、委員会
権利擁護、虐待防止、障害者権利条約、エンパワメント、
業務の標準化（マニュアル類の見直し、整理）

『地域生活支援センターすたあと』（居宅介護／短期入所／移動支援／他）

- ① 運営基盤・体制の強化（運営・管理体制、支援体制）
法令順守（事業運営管理、職員配置基準）
法人内事業所間の連携、協力体制づくり
事業所、関係機関とのネットワークづくり
- ② 人材育成／支援力の向上
将来の事業運営（体制）を視野に入れたジョブローテーション
研修、会議、面談、OJT／OffJT、委員会
- ③ 地域活動への取り組み（地域住民との交流と協力関係の構築）
地域に向けたイベント等の企画（マザーズサロン、夏祭り、防災研修、他）
- ④ 地域生活支援事業再編成に向けた事業体制づくり
各事業の評価と課題の整理 → 事業縮小、休止、新規事業展開

『共同生活支援ばあとなあ』（共同生活援助：介護サービス包括型）

- ① 運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）
新設 GH の安定的運営（ソフト、ハード共）
法人内事業所間の連携・協力体制づくり
- ② 人材育成／支援力の向上
将来の事業運営（体制）を視野に入れたジョブローテーション
研修、会議、面談、OJT／OffJT、委員会
権利擁護、虐待防止、障害者権利条約、エンパワメント、
業務の標準化（マニュアル類の見直し、整理）
- ③ 利用者サービスの拡充
意思決定支援・・・生活支援、自立支援を統合した施設内仮想通貨構想
余暇活動支援
- ④ 地域生活支援事業再編成に向けた事業体制づくり